

兵高教組

調査情報

2017年11月27日

21号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

県教委、減給10分の1（6か月）の処分を下す 神戸市内県立高校校長のハラスメントを認定

11月21日、『調査情報13号』（10月2日発行）でお知らせしたパワハラ校長への懲戒処分が、県教委より公表されました。「減給10分の1（6ヶ月）」との内容で、県教委が、セクハラ・パワハラや不適切な言動・行動を繰り返したこと、および個人情報漏洩の行為を理由に、県立高校校長を処分しました。

訴えておられた教職員には、県教委の担当者から同日に直々に説明があり、あわせて処分の判断が遅くなった事への謝罪があったと聞いています。

繰り返されるセクハラ・パワハラに懲戒処分

3月初め、高教組は分会より当該校で校長によるパワハラで学校運営や行事が混乱している旨を聞き、弁護士とも相談しながら、被害者教職員とともに、6月19日、校長の処分、被害者保護、弁護士などの専門家の入った第三者機関による厳正なる調査などを求めて、県教委に申入書を提出しました。

県教委は、「慎重に丁寧に調査する」「（訴えた教職員への）2次被害は出させない」と約し、7月21日に校長から事情を聴取し、8月中に、被害教職員各人からの聴取がおこなわれています。ここまでの経緯説明とパワハラ問題解決への提起を、分会は、8月21日『分会ニュース』で職場に、神戸県立支部は、9月7日に『支部ニュース』で神戸県立学校の職場に、そして、高教組は、10月2日『調査情報13号』で全県に発信しました。

高教組は早期の解決、厳正なる処分を求めてきました。訴えから約5か月後の11月21日に懲戒処分を下しました。

学校でのハラスメントは決して許せない

2015年、人事院は『パワーハラスメント防止ハンドブック』のなかで、パワハラと指導の違いを以下のように説明し、図解もしています。

	パワハラ	指導
目的	・相手を馬鹿にする、排除する。 ・自分の目的の達成	・相手の成長を促す
態度	威圧的、攻撃的、否定的、批判的	肯定的、受容的、見守る、自然体
タイミング	・過去のことを繰り返す ・相手の状況や立場を考えずに	・タイムリーにその場で ・受け入れ準備ができているときに
誰の益か	組織や自分の利益優先 (自分の気持ちや都合が中心)	組織にも相手にも利益が得られる
結果	・部下が萎縮する ・職場がぎすぎすする ・退職者が多くなる	・部下が責任を持って発言、行動する ・職場に活気がある

パワハラは、相手を排除するだけでなく、自分(今回は校長)の目的達成のためにおこなわれます。管理職によって、学校運営や生徒会活動に支障をきたすことがあってはならないと、高教組は考えています。

リーダーシップを発揮して学校をよくしていこうとすることと、ハラスメント等を用いて、学校運営を思いのままにすることは異なります。職員集団や生徒会と校長に意見の相違が生じることもあるでしょうが、学校現場の最高責任者である校長には、自らの言動に常に注意しながら丁寧に説明し理解を得る努力が求められ、生徒と教職員が安心して学び働けるようにする責任があります。そのことが、今回の懲戒処分からも明らかになりました。

現在、高教組は当該校でのパワハラに類似した案件を数分会から聞いています。また、「あの校長(教頭)は、前の学校でも同じようにしてた」という話も数校で聞いています。高教組は、ハラスメントを行った校長が厳重な処分を受けたことを受け、全県でハラスメントを許さない職場づくりのために奮闘したいと考えています。

分会および同校教職員の 勇気と行動に敬意を表します

今回の事件は、分会から高教組への訴えで判明しました。分会は、被害を受けた教職員と丁寧に相談を重ねながら、生徒たちのことを思い、勇気をふるって解決へと立ち上がりました。高教組は、分会と被害者教職員の勇気と行動に敬意を表します。

高教組は、引き続き、当該校の教育環境、職場環境を整えられるよう取り組みます。

あなたも、ぜひ高教組へ！